

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄の県民投票

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2009-07-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 江上, 能義, Egami, Takayoshi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/11467">http://hdl.handle.net/20.500.12000/11467</a>

## 沖縄の県民投票

江上能義

### 1 大田知事の強制使用代行拒否

「米軍基地を取り巻く背景を踏まえ、……署名・押印は極めて困難である」。1995（平成7）年9月28日、定例県議会の代表質問で大田知事が米軍用地強制使用の代行業務拒否を表明すると、議場と傍聴席から拍手が沸き起こった。首相が初めて県知事を訴えることになった「職務執行命令訴訟（代理署名訴訟）」の発端である。大田知事は代理署名拒否に踏み切った理由について「国と自治体は将来に向け支え合うのが本来の姿だが、これまで沖縄の声（政府に）届かなかった」と述べた<sup>(1)</sup>。9月初旬に発生した米兵による少女暴行事件をきっかけに一挙に噴出した沖縄県民の反基地感情は、10月21日の県民総決起大会で復帰後最大の8万5,000人を結集させ、日米両政府の基地政策に対して、明確に「NO」の意思表示をした（同日、宮古、八重山でも3,000人規模の抗議集会が開催された）。ここで大田知事は基地問題の抜本的解決を図るために、代理署名を拒否することを再度、明言した。

実は、大田知事は就任直後の91年に初めて、強制使用代行問題に直面している。この時は、未契約軍用地の強制使用に伴う公告縦覧の代行問題だったが、選挙公約で反基地・反安保を掲げた大田知事は、代行を迫る防衛施設局と拒否を叫ぶ支持母体との間で板挟みとなり、難しい決断を迫られた。首相官邸サイドは露骨に「代行問題は三次振計とリンクしている」と断言した。三次振計とは第三次沖縄振興開発計画の略称なのであるが、折しも三次振計の策定や沖縄振興開発特別措置法の延長時期と重なり、いったん代行拒否の意向を固めていた大田知事は判断に迷った。結局、知事は「国との対決を避け、実をとること

が結果的に県益につながる」との観点から、沖縄県が要求していた、返還軍用地跡利用への国の補償を盛り込んだ「軍用地転用促進特別措置法」（軍転特措法）に対して政府が積極的に取り組むことや、軍用地返還について県と話し合う、関係省庁による連絡協議会を設置する事などを条件に、3ヵ月余に及ぶ国との折衝の結果、代行に応じることを決断した。しかしながらこの決断は、交換条件による代行に一貫して反対してきた支持母体から、強い怒りと不信感を生じる結果となり、「代行」問題は、基地問題に正面から取り組むことを最大の政治課題とした大田県政にとって、厳しい政治試練の第一歩となったのだった。

今回の強制使用をめぐる代行（代理署名）問題でも、大田知事の心は揺れ動いていた。代行拒否を公表した2ヵ月前の7月、那覇市内で開かれた出版祝賀会の挨拶のなかで、代理署名について「やらなければいいというのは簡単だがそうもいかない。県全体のことを考えると（代行拒否は）困難だ」と述べ、強制使用手続きで国に協力する方針であることを示唆した<sup>(2)</sup>。その後、法律学者らと意見交換もした。だが前回の強制使用代行問題と根本的に異なっていたのは、沖縄の基地を取り巻く情勢の変化だった。95年2月末から3月初旬にかけて米国防総省は「東アジア戦略報告」、「基地閉鎖リスト（米国内）」、そして「日米安保報告書」を相次いで発表した。戦略報告は、米国内の主要基地を閉鎖・統合する一方で、発展著しいアジアマーケットへの足掛かりとして日米安保体制の重要性を強調し、極東における米軍駐留は10万人体制を維持するとした。さらに、予定されていた11月の日米首脳会談で、よりグローバルな日米安保体制の再定義が確実視されていた。知事就任時、冷戦構造が終結してようやく沖縄の基地の整理縮小が進むと大きな期待を抱いていた大田知事は、ポスト冷戦に向けたこうした動向から沖縄だけが取り残され、むしろ沖縄の基地機能が強化され、基地が固定化されるのではないかという危惧を強めていた。大田知事は代理署名裁判の被告尋問で、代行を拒否した第一の理由にこ

のことを挙げている。「沖縄の基地機能が強化され将来にわたって固定化される状況のなか、県民に明るい未来の筋道が見えない」と、代行を拒否した心情を語った<sup>(3)</sup>。

今回の米軍基地に対する大規模な抗議行動が、抗議決議を県議会が全会一致で採択した（9月18日）ことで明らかなように、保守も革新も含めた全県的な、いわゆる「島ぐるみ闘争」へと発展した背景も大田知事を代理署名拒否を決断させた大きな要因であったことはいうまでもないが、経済振興策や自治体財源の大半を国庫に依存せざるをえない沖縄県としては、国と対決する決断を下すには相当な覚悟を要した。そのために決断の前に与野党や諸団体に意見聴取をしている。とくに県幹部らは支持母体である革新政党や労働組合などの代表と水面下で接触して、知事決断に向けての環境づくりを着実に進めた。そうした作業の一環として、県の高山朝光政策調整監は連合沖縄の事務所に渡久地政弘会長を訪ねた（9月19日）。代理署名についての考えを高山に求められて、渡久地は「戦後50年にわたる基地の重圧に加え、今回の少女暴行事件。4年前のような対応（代行）では、県民から反発が出ると思う。県民の人権、生命を守るという観点から毅然たる態度をとるべきだ」と述べた。それに対して高山は「県も今回の事件に憤懣やる方ない気持ちだ。ただ、懸念しているのは（代行拒否した場合）国は対抗措置をいろいろとってくるだろう。そうした時、振り向いたらだれもいない状況では困る」と述べたら、渡久地は「心配ない。その場合は、一肌でも二肌でも脱ぐ用意がある」と支援を約束した<sup>(4)</sup>。

## 2 連合沖縄の提起

連合沖縄は10月に入っすぐ、米兵少女暴行事件に抗議し、日米地位協定の見直しなどを求めて署名活動を始めた。反響は大きく県内のみならず全国各地から郵送やFAXで続々と寄せられ、1ヵ月もたたないうちに35万人を突

破した。そして11月9日、渡久地会長らは51万人の署名を携えて村山首相を訪ね、沖縄の基地問題の解決を要請した。11月16日、米政府はクリントン大統領の訪日中止を発表し、その後、翌年4月の訪日予定を発表した。11月末頃から連合沖縄は渡久地会長を中心に、県民投票について本格的に検討し始めた。その際、10・21県民総決起大会での抗議決議が原点となった。その中で速やかに解決されるよう強く要望した4事項は次の通りである。

- (1) 米軍人の綱紀を粛清し、米軍人、軍属による犯罪を根絶する。
- (2) 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行う。
- (3) 日米地位協定を早急に見直す。
- (4) 基地の整理縮小を促進する<sup>(5)</sup>。

12月には県民投票条例の直接請求を行うことやその県民投票条例の原案がほぼ固められていた。原案の内容は、前述した県民総決起大会で決議された4事項のうち、(3)と(4)に沿って、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しについての賛否を沖縄県の有権者に問い、その結果を日米両政府に通知するというものだった<sup>(6)</sup>。この二つは県民大会で採択された県民要求の“最大公約数”であり、条例制定のカギを握る県議会の同意が得られるよう配慮された。だがその反面で抽象的な要求にとどまり、日米両政府へのインパクトが半減するのではないかという指摘もあった<sup>(7)</sup>。当初、投票の日程を4月中旬のクリントン大統領来日以前に設定するつもりだった。この時、日米首脳会談で日米安保の再定義についての最終的な発表が行われる見通しであったので、「そこで県民の意思が投票結果として『基地はノー』と示せば、投票結果に拘束力はないが、国の基地政策にも大きな影響力を与えることができる」(渡久地会長)と考えていた<sup>(8)</sup>。原案の作成にあたっては政党や研究者などとの調整を待たずに、連合独自で作業を進めた。というのは、条例制定請求から実際に住民投票が実施されるまでには最長で3ヵ月かかるといわれていて、前述した米大統領来日の4月中旬に間に合わせるには期間が短かったので、「先走

りし過ぎると後で批判されるのを覚悟の上で、中央や政党など他の勢力からの介入を排除して一気に押し進める必要があったし、それができるのは連合だけという気持ちだった」と渡久地会長は述懐している<sup>(9)</sup>。

2月15日に連合沖縄は渡久地会長を条例制定請求代表者として、県に対して県民投票条例の制定請求に必要な請求代表者証明書の交付を申請し、17カ条の条例案を提出したが、27日に証明書が交付され、署名活動を開始した。地方自治法74条に定める条例制定の直接請求は、有権者の50分の1の署名で成立する。95年9月現在の県内の有権者は90万2,354人で、約1万8,000人強で要件は満たされる。代表者から正式に依頼されて署名を実際に収集する受任者の候補者として、連合沖縄は2,000人を選び最終的に1,171人の受任者を決定した。市町村の社会民主党系議員はほぼ全員が受任者になった。社民党は政党が条例案を作成するよりも、連合が主体的に作成した方が広範に県民を巻き込む運動に発展すると判断して連合主導の条例案作成に賛同したのだが、議会での条例案制定では社民党が積極的に推進した。連合も会長自身が先頭に立って傘下の組合員に呼びかけ、街頭署名活動を行った<sup>(10)</sup>。

4月10日、1ヵ月余りで県内48市町村から集めた3万7,136人の署名簿が各市町村選挙管理委員会に提出された。署名活動を始めてから直接請求の手続きが煩雑で予想以上に時間がかかり、県民投票自体は4月中旬のクリントン大統領来日にととも間に合わないことがわかった。それで短期間で署名を集め、大統領来日前に署名簿を提出して、基地に対する県民の思いを伝え、日米首脳会談にも影響を与えることを意図したものであった<sup>(11)</sup>。3月下旬から4月中旬にかけて、政府と沖縄県の対立関係はいっそう緊迫していた。3月25日、福岡高裁那覇支部の職務執行命令訴訟判決で大田知事は敗訴し、4月1日、楚辺通信所の一部軍用地の使用契約が期限切れになって不法占拠状態となった。その日に大田知事は前述の判決を不服として最高裁に上告した。これ

に対して4月4日、橋本首相や梶山官房長官は特別立法の必要性に言及、安保の再定義が確実視されていた日米首脳会談を控えて、いやが上にも沖縄を取り巻く状況は逼迫していた。最高裁も政府側に有利な判決を下すことが確実であったし、さらに特別立法という伝家の宝刀もある。これらに対抗して、代行拒否を貫き裁判闘争を続ける大田知事を支える有力な政治手段として、県民投票が認識されていた。

4月12日、橋本首相はモンテール駐日大使と共同記者会見を行い、米軍基地の整理縮小問題で焦点となっていた普天間飛行場を5年から7年以内に全面返還することで合意したと発表した。ただし返還にあたっては、普天間飛行場のヘリコプター部隊や空中給油機の県内米軍基地と山口県岩国飛行場への分散移転、嘉手納飛行場への追加的な機能統合を条件に挙げ、県民の間には複雑な反応が広がった。4月15日、在沖米軍基地の整理・統合・縮小に関する特別行動委員会（SACO）は中間報告を発表した。政府はこの縮小案で在沖米軍基地の2割が減少すると見積もっていたが、県内への移設条件付き合意も多く、とくに基地の移転先に挙げられた地元は「新たな負担を強いられる」と強く反発した。これらを受けて、4月17日、日米首脳会談後の共同記者会見で両首脳は日米同盟関係の強化とともに、在沖米軍基地の縮小の成果を強調した。沖縄県が基地の固定化につながると反対していた「在日米軍4万7,000人体制」は明記されなかったものの、大統領は当面、この体制を変更しない意向を示した。

### 3 県議会における審議と可決

5月8日、地方自治法に基づき有効署名が法定必要数に達したため、連合沖縄は大田知事に条例制定を本請求した。渡久地会長は条例制定請求の趣旨について、次のように述べた。

「昨年の県民総決起大会における県民の不退転の決意を今後とも後退させずに維持し、いかに運動を継続できるか考えた時、最も有効な手段として、地方自治法に基づく直接民主主義的手法としての住民投票、県民投票運動を巻き起こしていくことだと考えた。戦後50年間、広大な米軍基地によって県民生活が圧迫されつづけているが、米軍基地の存続について、一度も直接、県民の意思が問われたことはない。基地の是非について県民の意思を明確にし、内外に表明することが大切だ」<sup>(13)</sup>。

5月20日、県は県民投票の原案に関する知事意見と補正予算に関する案（県民投票実施に伴う経費約4億9,700万円）を併せて臨時議会に提案した。同条例案の提案理由を説明した大田知事は、「県民が自らの意思を主体的に表明し、それが県行政に反映されることは地方自治の基本原理にかなう。地方分権の推進に合わせて住民の行政への参加機会の拡大を図る上でも意義がある」と強調して、速やかな審議を要望した<sup>(14)</sup>。自民党など野党議員も多くが賛同の意向を示していたのですぐにも可決されると思われていたが、自民党は、6月9日に県議選が迫っており、事実上すでに選挙戦がスタートして十分な審議が不可能という理由で、選挙後に審議再開することを提案し、了承された。

その県議選は政党や候補者のすべてが「基地の整理縮小」で足並みをそろえ、県民投票の可否も争点にならなかったために、盛り上がり欠けて過去最低の投票率（66.36%）となった。だが選挙結果はこれまでの少数与党体制を脱して革新側が過半数を確保、大田県政の基盤を強化した。自民党は内紛の後遺症も響いて大幅に議席を減らした。そして直後の6月13日、自民党県連は県民投票条例に党として反対する考えを表明した。反対の理由として議会制民主主義の否定などを挙げたが、本当のところは、普天間返還とSACOの中間報告を橋本内閣の大きな成果と受けとめ、政府に積極的に協力するために革新勢力主導の県民投票条例に反対へ転じたといえよう。衰退一途の党勢を巻き返



すためにも橋本政権との緊密化が必要だった。いずれにせよ当初、渡久地会長たちが想定していた県議会の全会一致による投票実現はこの時点で不可能となった。県議会の基地問題に関する決議はこれまで、全会一致を原則としてきたからこそ、“県民の総意”としての意義を有した。これまで県民が一丸となって基地問題の解決を日米両政府に迫ってきたが、県議会レベルで県民投票条例をめぐる沖繩の総意が崩れた。「本当ならもう少し前に、県民世論が最も盛り上がっている時に請求できたらよかったが。しかし、請求には時間もかかるのでそうもいかなかった」と連合沖繩の役員らは語った<sup>(14)</sup>。

14日から県議会の米軍基地関係特別委員会では審議が始まり、渡久地連合沖繩会長を参考人として呼んで請求の目的などをたずねた。渡久地会長は質疑のなかで、自民党が反対を表明したことについて、「県民大会で確認をしたことなので、よもや意見が違ってくとは思わなかった」と率直な感想を述べた<sup>(15)</sup>。条例案の採決にあたってキャスティング・ボートを握ったのは新進党だった。本来、内紛がきっかけで自民党から離脱して新生党を結成し、新進党へと至った経過からもわかるように、自民党と同様の支持基盤を背景とする保守系議員なので、条例案に反対する可能性もあった。新進党中央からも幹部から条例案の採決に加わらないようにという強い要請があったという。だが新進党沖繩県連は間近に迫っていた総選挙をにらんで賛成へまわった。というのは、沖繩における衆院選の三つの選挙区で新進党は社民党と旧連立の枠組みで選挙協力を既に確約していた。社民党支持基盤の票、とくに労働組合＝連合の票が必要の新進党は反対できない状況にあった。とはいえ、賛成にまわることに疑問を抱く議員もいて、結局、党議拘束はできず所属議員の一人は採決の際に退場した。

本会議では反対の立場から、自民党議員が「県民大会と県議会の全会一致による決議、日米両政府への要請行動は米軍基地の12施設の返還合意の成果となって表れている。大幅な投票率の低下となれば、これに水を差し、議会制民

主主義の否定にもなりかねない」と主張したのに対し、賛成の立場から社大党議員は「住民投票は議会制民主主義を補完し県民自ら県政に参加する機会として高く評価したい。法律に基づいた住民の要求であり、実施に向け世論を高めるべきで、投票率の低下を懸念するのは本末転倒」と反論した<sup>(16)</sup>。また〔日米地位協定の見直しと基地の整理・縮小〕についての住民投票はかなり抽象的で、地位協定の見直しという問い自体が住民にわかりにくいという批判や、県議選の投票率が低かったことを危惧して、もし住民投票の投票率が50%を割る事態になれば、その反動が深刻だという指摘などがあった<sup>(17)</sup>。しかしながら6月21日、県議会は反対の自民と政経クラブを除く、社会・護憲、社大、新進、共産、改革沖縄の賛成多数によってほぼ原案通り、可決した（賛成26、反対17）。基地の重圧にあえぐ沖縄で、都道府県レベルでは初めての住民投票条例が成立した。「これをきっかけに民意を反映させる制度としての住民投票を根づかせよう」と、全国各地で同じような条例制定に取り組んできた市民グループからは、期待の声が上がった<sup>(18)</sup>。橋本首相は「いずれにしても、厳しくなることは間違いない。影響は計り知れない。非常に問題をこれから難しくしたなと思う」と述べ、政府の基地整理・縮小政策などへの影響に懸念を示した<sup>(19)</sup>。大田知事はこの制定を受けて、「住民自治を拡大する観点から、県も制定に賛同し、提案した。実施にあたっては体制の整備を図り、投票管理体制を確立して万全を期したい」と述べた<sup>(20)</sup>。

渡久地会長は職務執行命令訴訟の最高裁判決が出る前に投票日が設定されることを望んでいた。それで8月末を提案したのだが、県は投票管理事務手続きに時間がかかるので9月8日に決めた<sup>(21)</sup>。ところが最高裁の判決は異例のスピード判決となって、県民投票の11日前の8月28日に決まった。渡久地会長や県の思惑はずれた。

#### 4 県民投票の広報活動

県民投票の結果はこれまでの動向から賛成票が多数を占めることが確実な見通しだったので、当初から投票率が大きな焦点となった。もし投票率が50%に達しないなら大田県政に対する不信任の意味ももつ。県は早急な取り組みに着手した。とはいえ全国で初めての試みとあって、実際の投票事務や周知方法の確立など、県内部でも手探りの状態が続いた。6月24日、県議会の可決直後に県は投票事務や広報活動を担当する県民投票推進室を設置、さらに7月1日、吉元副知事を本部長として庁議メンバーで構成する実施本部を発足させて、宮古、八重山の両支庁もメンバーに加え、全県的な推進体制を整えた。そして市町村説明会、ポスター配付、シンポジウム開催などの段取りに追われた。条例制定を請求した連合沖縄は7月2日に対策本部を設置して、38の各構成組織内にも対策本部を置き、独自の広報活動を行う方針を決めた。渡久地会長は「将来の沖縄県づくりへの県民の強い意思表示となる。投票率のアップに総力を挙げたい」と述べた。また県議会の最大与党である社民党の呼びかけで、すべての政党や団体を網羅した“超党派”の組織づくりに向けた模索も始まった。条例制定に反対した自民党は当初、県民投票実施に向けた姿勢については、「県民の自由意思に委ねるべきで、賛成も反対もしない」と、静観の構えだった<sup>(22)</sup>。

7月18日、県は市町村の担当者説明会を開き、投票の周知徹底とスムーズな投票事務の確立に向けた協力を呼びかけた。説明会では県側から、条例制定の経緯や投票事務のルールを細かく定めた条例規則の説明があった。投票時間など大半の作業は基本的に公職選挙法に準じた形になっているが、初めての試みだけに市町村側は「どんな形で周知していくのかイメージがわからない」と、戸惑いを隠せなかった。実際に各市町村が動き出せるのは8月に入ってからで、実質的な周知期間は約1ヵ月しかなく、文字通り“超短期決戦”となった。し

かも県民意思を初めて直接、表明する「画期的な機会」と強調される割には、県民の反応は鈍かった。そこで県はなんとか投票率を上げるために、広報予算として約1億2,000万円を組み、通常の選挙とは異なる全庁挙げての取り組みを行った。講演会や学習会はいうまでもなく、テレビ、ラジオ、新聞のCM、ポスター、さらにはとにかく政治への関心が薄い若年層の興味を引きつけるためのトーク&ライブなど、さまざまな工夫をこらした<sup>(23)</sup>。

7月23日、県議会の与党派代表は準備委員会を開き、県民投票の趣旨に賛同する各種団体や個人に呼びかけて、県民投票推進協議会を8月2日に結成することを決めた。そして推進協結成の呼びかけ人として、県議会の5党派（社民、社大、共産、公明沖縄、結の会）の代表、連合沖縄会長、県労連の代表、職務執行命令訴訟の弁護士、さらには市民運動グループの代表として「市民・大学人の会」の代表、「行動する女たちの会」の代表が選出された。そして8月2日に結成総会が開かれ、約1,000万円の資金を募って広報・啓蒙活動を実施する計画を発表した。その行動計画の中には、県民大会や各離島や市町村を巡る「平和の灯」リレーなどがあった<sup>(24)</sup>。推進協は県レベルの組織であり、市町村レベルにも県民投票推進の組織の結成を期待したが、結成されなかった市町村も多数あって、一部の革新系の市町村を除けば、市町村レベルもしくは自治会レベルでさほど活発な活動が展開されたとはいえない<sup>(25)</sup>。

推進協が呼びかけた県内の549団体のなかで、連合傘下の組合、県の外郭団体、市町村の連合組織以外は、あまり活発な活動を展開していない。その中で沖縄各地域の青年団の連合組織である青年団協議会は独自で大規模な取り組みを行い、会員へ投票参加を呼びかけた。注目を集めたのが、高校生による模擬投票だった。基地の島で生まれ育った若者たちに、あって当然とみていた基地の存在を「あらためて考えてみたい」という意識が芽生えた。「高校生で県民投票をしようの会」が呼びかけ、各高校の生徒会を中心にした自主運営によって9月4・5日に沖縄内のすべての県立高校を含む63校で実施された。3万

6,000人余が投票したが、「日米地位協定の見直し」と「米軍基地の整理・縮小」に設問を分け、「賛成」はそれぞれ、75%と67%、「反対」は5%と12%、「わからない」は18%と19%だった。投票率は86.8%にのぼり、沖縄の8割以上の高校生が投票に参加したことになる<sup>(26)</sup>。投票日が間近に迫った8月下旬になって、各種の世論調査から県民投票がかなり浸透してきていることがわかってきた。だがどうして二つの設問なのか、どちらかに○を記入するというが、基地に反対なら×ではないかなど、疑問の声は絶えなかった。また県の熱心な広報活動は意図的に賛成への投票へ誘導しているのではないかという批判もあった。その批判に対して県は「決して投票内容を誘導してはいない。皆さんに参加してほしいと訴えているのです」とシンポジウムなどで弁明する一幕もあった。

## 5 自民党県連の棄権呼びかけ

8月26日、静観を続けていた自民党県連(西田健次郎会長)は県民投票を棄権する方針を決め、大きな波紋を生じた。県や市町村による投票呼びかけ運動が、「県民の自由意思を拘束し条例に違反する」というのがその理由だった。さらに県の取り組みは行き過ぎが見られると批判し支部と関係団体に決定を伝え、支持者や県民に対し投票ボイコットをアピールしていくという強い姿勢を示した<sup>(27)</sup>。この「棄権呼びかけ」に対する県民の反発は大きく、自民党本部からも批判や疑問視する意見が出て、その後、自民党県連は「呼びかけ」を撤回した。また県軍用地等地主会連合会(約2万8,000人)は29日に、「投票の設問が明確でなく、賛否を明らかにできるものではない」として県民投票に対して静観する方針を決めた。実質的には棄権表明だった<sup>(28)</sup>。さらに生活を基地に依存する一部の基地労働者も棄権を表明した。一方で、国内のみならず世界から続々と報道陣が詰めかけるなかで、各地から数多くの支援と連

帯のメッセージが届けられた。8月4日に実施された原発建設の賛否をめぐる巻町の住民投票の行方については県民の関心も高く、その結果は大きく報道された。だが沖繩の県民投票への影響については評価が分かれた。渡久地会長は「巻町の高い投票率は素晴らしい。沖繩も巻町を“先例”として高投票率をめざしたい」と感想を述べたのに対し、自民党沖繩県連の伊良皆幹事長は「賛否の分かれる原発の問題と、沖繩の県民投票は別問題」として、「巻町の結果は沖繩にまったく影響しない」と言い切った<sup>(28)</sup>。

実は、それまで厳しい対立関係にあった大田県政は橋本政権と7月から8月にかけて急速に接近し、往来していた。当初は政権の一角を担っていた社民党幹部を通じて自民党幹部や首相官邸と接触していたが、あまり成果が上がらず、吉元副知事が下河辺淳国土審議会会長等を通じて、そして最終的に直接、政府や自民党と折衝するようになった。そうした折衝の過程や内容の詳細についてはほとんど明らかにされなかった。大田県政が懸念していたのは、政府が米軍用地強制使用手続きの迅速化を目的として水面下で進めていた特別立法だった。特別立法が成立すれば、沖繩の軍用地問題に沖繩県や市町村は関与できなくなる恐れがある。さらに7月に入ってにわかに強まった解散風も大きな懸念材料のひとつだった。8月末の最高裁判決で大田知事が敗訴するのは確実視されていたし、解散後に誕生する政権は予測がつかない。そうした状況下で最高裁敗訴後も国の強制執行命令を拒否し続けることができるのかという不安があった。橋本政権にとっても沖繩問題の解決後に解散できれば、大きな成果として選挙戦で宣伝できた。4月以降、沖繩県民の意向も複雑な様相を見せ始めていたし、また全国平均2倍の失業率も悪化する一方で、早急な経済振興策を望む声も経済団体等から強まっていた。

解散になる前に、沖繩県が打ち上げた国際都市形成構想の実現に向けて、規制緩和や支援策など、現政権から確約を得たほうが得策なのではないかと県幹部は考えるようになった。とりわけ吉元副知事はこの頃、「3点セット」とい

う言葉をよく口にした。（1）沖縄に国際都市を形成するための継続的な援助の制度化、（2）2015年までに基地を全面返還する「アクション・プログラム」への取り組み、（3）規制緩和を柱とする沖縄振興策、である。いずれが欠けても沖縄の将来は開けないという意味がこめられているが、見方を変えれば、この「3点セット」は、これらに政府が積極的に協力してくれれば、沖縄県も協力するという、いわば「妥協の受け皿」だったともいえる。政府自民党側は、総裁直属機関の「沖縄県総合振興対策特別調査会」（会長・加藤紘一幹事長）を既に発足させていたが、8月6日、梶山官房長官の私的諮問機関である「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」（座長・島田晴雄慶大教授）が設置され、8月11日には県民投票直後の9月10日に大田一橋本会談が設定された。そして8月16日に吉元副知事は応諾の可能性を示唆している<sup>(10)</sup>。その後、急速に「特別立法」は見送られる方向が強まり、23日には政府与党が沖縄振興策をまとめ、24日、加藤幹事長が沖縄を訪れて大田知事と米軍基地問題に絡む振興策等をめぐって会談した時は、すでに政府は、県民投票の結果にかかわらず知事は代行を応諾するという確信をもってたと推測される。前述した自民党沖縄県連の棄権呼びかけに対する自民党本部の批判は、このような脈絡からよく理解できる。

## 6 県民投票の結果

9月8日、県民投票が行われ、即日開票の結果、賛成票が48万2,538、反対票が4万6,232、無効票が1万2,856で、米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の見直しへの賛成票が投票総数の89%に達した。注目された投票率は59.53%で、目標値とされた6月の県議選の投票率を6.8%下まわった。だが賛成票は全有権者数90万9,832の過半数（53%）に達したことによって、投票結果に法的拘束力はないが、「基地反対」という県民

の意思が示された。大田知事はこの結果について「県民の意思を尊重し基地問題の解決に向けて引き続き努力していきたい」と述べた。推進協議会が「沖縄の心が示された」と成功を強調したのに対し、「棄権」で臨んだ自民党県連は「超党派の取り組みに亀裂を生じさせた」と真っ向から否定、評価は真っ二つに割れた<sup>(31)</sup>。

県民投票の意義はまず何よりも、沖縄に集中する米軍基地に対する県民の総意を公式に表明できたことである。悲惨な沖縄戦の後、半世紀以上にわたって日米両国を含む大国の戦略に翻弄され、沖縄県民は自分たちの土地を奪って占拠し続ける米軍基地の存在に対して、自らの意思を封殺され続けてきた。有権者である県民が全員参加できる意思表示の機会が実現したのは、苦難に満ちた沖縄の戦後史に特筆すべき出来事となった。第二に、県民投票は米軍基地の整理・縮小や跡地利用、住民投票の意味などについて活発に討論する機会をつくったことである。県民世論を喚起し、賛成反対双方ともさまざまな手段を通して政策を主張して論議する機会が増えた。とくに基地問題や政治に関心が薄いとされる若者たちにも、学習し、問題関心を育てる環境を提供した。討論が民主主義を深めるために不可欠であることはいうまでもない。第三に、わが国の地方自治の推進に大きく寄与したといえる。地方分権への具体策が地方分権推進委員会などで検討されているが、そうした制度的検討だけでなく、地域の住民が地域の政策に自ら関与する意欲や関心が大切なのである。従来の住民投票とは異なって、最近、原発、環境問題など地域の暮らしに密着した政策課題をめぐって、直接、民意を反映させようと条例で住民投票の実施を求める動きが出てきた。沖縄県の住民投票は巻町とともにその先導役を務め、ひ弱なわが国の地方自治を前進させるきっかけとなるのではないだろうか。

県民投票の投票率は主催者たちが思ったほど上がらなかった。この理由についてはさまざまな指摘がなされた。第一に、今回の県民投票は、直面する争点に決着をつける性格のものではなかった。県民の“最大公約数”の要求で民意



を束ね、日米両政府に対して「沖縄の意思」をアピールするのが最大の目的だったので、1年前の県民総決起大会で県民の要求として提示したのに「何でいまさら」という疑問を生じさせ、投票場に運ぶ足を鈍らせた。第二に、4月に移設条件つきながら5年から7年以内の普天間飛行場返還が決まった後、将来の生活への不安から基地地主や基地従業員の間に動揺がみられ、県民一丸となって訴えていた基地の整理縮小運動の結束が崩れた点が挙げられよう。長年にわたって米軍基地と同居してきた厳しい沖縄の現実が県民投票の結果に表われた。このことは、基地問題の解決への道のりが険しいことを再確認させるとともに、経済的な振興策や制度的な保証など、政府や県の責務の大きさも浮き彫りにした。第三に、賛否とは別に、最初から投票率が焦点となり、「県民投票を成功させよう」と訴え、宣伝した県や主催者の姿勢に対して、不慣れも手伝って有権者の一部から「強引ではないか」という反発が出た点も反省材料となろう。

とはいえ世界の他の国の住民投票の事例を参照してみても、全有権者の過半数が基地に反対であることを意思表示できたことで、今回の県民投票は一定の成果を収めたといえるのではないか。しかしながら大田知事が被告となっている代理署名裁判を県民世論が支援するはずであった県民投票の直後、大田知事は橋本首相と会談(9月10日)、13日に知事は米軍用地強制使用手続きの公告縦覧代行に応じることを正式に表明した。急転直下の展開に、何のための県民投票だったのかと、模擬投票に参加した高校生たちも含めて、抗議が相次いだ。大田知事や吉元副知事には、刻々と移り変わる政局をにらみながら決定したことに、それなりの理由があるだろう。しかしながら投票結果にかかわらず、事前にしかも水面下で政治決着がはかられていたという印象が強く、県民投票を政治的駆け引きの一手段に利用することによって、住民投票の地方自治における意義を十分認識していたはずの県首脳は結果として、住民投票の本来の意義や力、および県民の意思を損なったといわざるをえない。沖縄の県民投票は今後にも多くの成果や課題を残したが、このことが一番、悔やまれてならな

い。

注

- ( 1 ) 沖縄タイムス社編『50年目の激動 - 総集 沖縄・米軍基地問題』沖縄タイムス社、1996年、51頁。
- ( 2 ) 『沖縄タイムス』1995年7月30日。
- ( 3 ) 沖縄タイムス社編、前掲書、36頁。
- ( 4 ) 同上、31～32頁。
- ( 5 ) 『琉球新報』1995年10月22日。
- ( 6 ) 島袋 純「沖縄県民投票における政治過程」『都市問題』第88巻第2号、1997年2月号、24頁。
- ( 7 ) 『沖縄タイムス』1996年4月11日。
- ( 8 ) 同上、1996年1月23日。
- ( 9 ) 島袋 純、前掲論文、25頁。
- (10) 同上、25頁。
- (11) 『琉球新報』1996年4月11日。
- (12) 同上、1996年5月9日。
- (13) 『沖縄タイムス』1996年5月20日。
- (14) 『琉球新報』1996年6月14日。
- (15) 同上、1996年6月14日。
- (16) 『沖縄タイムス』1996年6月21日。
- (17) 同上、1996年6月14日。
- (18) 『朝日新聞』1996年6月21日。
- (19) 同上、1996年6月21日。
- (20) 同上、1996年6月21日。
- (21) 『琉球新報』1996年7月25日。
- (22) 『沖縄タイムス』1996年7月4日。
- (23) 同上、1996年7月23日。
- (24) 同上、1996年8月3日。
- (25) 島袋 純、前掲論文、30～31頁。

- (26) 『琉球新報』1996年9月6日。  
 (27) 『沖縄タイムス』1996年8月27日。  
 (28) 『琉球新報』1996年8月30日。  
 (29) 『沖縄タイムス』1996年8月5日。  
 (30) 『日本経済新聞』1996年8月16日。  
 (31) 『沖縄タイムス』1996年9月9日。

表1 県民投票の投票率及び賛成率の状況

	投 票 率		賛 成 率	
	基地所在市町村	県 全 体	基地所在市町村	県 全 体
平均	58.8%	59.53	88.4	89.1
最高	85.73 具志川村	85.73 具志川村	95.2 仲里村	95.2 仲里村
最低	45.67 勝連町	31.66 上野村	57.0 渡名喜村	57.0 渡名喜村

注1 賛成率は、投票総数に占める「賛成」得票数の割合である。

2 基地所在市町村の数は、25市町村である。

(出典：沖縄県総務部知事公室『県民投票の記録』1997年)

表2 平成8年9月8日執行 日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票・投票速報

最終 20時20分現在


市町村名	投票当日・投票資格者数			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 那覇市	103,925	115,621	219,546	59,237	71,261	130,498	44,698	44,360	89,048	57,001	61,631	59,344
2 石川市	7,528	7,744	15,272	4,106	4,601	8,707	3,422	3,143	6,565	54,541	59,411	57,011
3 貝島町	20,011	20,995	41,006	11,146	12,536	23,682	8,865	8,459	17,324	55,701	59,711	57,571
4 宜野湾市	28,242	30,025	58,267	16,290	18,433	34,723	11,952	11,592	23,544	57,661	61,391	59,591
5 平良町	11,302	12,188	23,490	5,759	6,491	12,250	5,543	5,697	11,240	50,961	53,261	52,151
6 7 糸島市	14,575	14,726	29,301	7,658	8,358	16,016	6,917	6,368	13,285	52,541	56,761	54,661
7 加茂市	33,209	34,943	68,152	19,230	21,771	41,001	13,979	13,172	27,151	67,911	62,301	60,161
8 名護市	18,361	19,209	37,570	10,239	11,514	21,753	8,122	7,695	15,817	55,761	59,941	57,901
9 糸島市	18,150	18,392	36,542	9,895	11,329	21,224	8,255	7,063	15,318	54,521	61,601	58,081
10 沖縄市	38,749	42,948	81,697	20,390	24,324	44,714	18,359	16,624	36,983	52,621	56,641	54,731
小計	294,052	316,791	610,843	163,950	190,618	354,568	130,102	126,173	256,275	55,761	60,171	58,051
11 国頭町	2,203	2,333	4,536	1,317	1,548	2,865	886	785	1,671	59,781	65,931	63,161
12 大宜味町	1,320	1,352	2,672	941	1,099	2,040	379	253	632	71,291	81,761	76,351
13 国頭町	778	700	1,478	586	567	1,153	192	133	325	75,321	81,001	78,011
14 今帰仁町	3,472	3,509	6,981	2,128	2,371	4,499	1,344	1,138	2,482	61,291	67,571	64,451
15 本部町	5,329	5,367	10,696	2,704	3,033	5,737	2,625	2,334	4,959	50,741	56,511	53,641
16 恩納町	3,498	3,329	6,827	2,878	2,878	5,756	620	451	1,071	82,281	85,451	84,311
17 吉野湾町	1,698	1,716	3,414	922	1,032	1,954	776	694	1,460	54,301	60,141	57,231
18 糸島町	3,588	3,877	7,465	1,720	2,137	3,857	1,868	1,740	3,608	47,941	52,151	51,671
19 伊江町	1,870	1,994	3,864	700	644	1,344	1,300	1,350	2,650	30,481	32,301	31,421
小計	23,756	24,177	47,933	13,766	15,309	29,075	9,990	8,868	18,858	57,961	63,321	60,661
20 与那原町	5,111	4,916	10,027	2,870	3,201	6,071	2,241	1,715	3,956	56,151	65,111	60,551
21 読谷町	5,118	4,802	9,920	2,088	2,442	4,530	3,030	2,360	5,390	40,801	50,851	47,161
22 読谷町	11,833	12,202	24,035	7,141	7,968	15,109	4,892	4,234	9,126	60,351	65,301	62,861
23 読谷町	4,867	5,195	10,062	2,777	3,282	6,059	2,090	1,913	4,003	57,051	63,181	60,291
24 読谷町	7,353	8,661	16,014	4,635	5,375	10,010	3,318	3,276	6,594	58,281	62,431	60,291
25 中城町	4,373	5,411	10,284	3,194	3,668	6,862	1,679	1,743	3,422	65,341	67,791	66,731
26 中城町	5,039	4,841	9,880	3,075	3,175	6,250	2,024	1,666	3,690	60,311	65,591	62,881
27 西原町	10,078	9,990	20,068	8,006	8,419	16,425	2,072	1,561	3,633	71,641	84,361	81,891
小計	54,932	55,986	110,918	33,786	37,530	71,316	21,146	16,468	39,614	61,511	67,621	64,291
28 恩良原町	15,429	16,110	31,539	8,907	10,038	18,945	6,522	6,072	12,594	57,731	62,311	60,071
29 山原町	5,614	5,673	11,287	3,293	3,729	7,022	2,321	1,944	4,265	58,661	65,731	62,211
30 具志川町	2,705	2,765	5,470	1,446	1,733	3,179	1,259	1,032	2,291	53,461	62,681	58,121
31 大宜味町	3,698	3,725	7,423	2,024	2,240	4,264	1,664	1,485	3,149	54,881	63,131	57,521
32 知念町	2,125	2,111	4,236	957	1,113	2,070	1,168	998	2,166	45,041	52,721	48,871
33 佐敷町	3,443	3,932	7,375	2,533	2,865	5,398	1,310	1,117	2,427	65,911	91,951	86,981
34 与那原町	4,964	5,466	10,430	3,040	3,685	6,725	1,924	1,781	3,705	61,241	67,421	64,481
35 大宜味町	3,977	4,074	8,047	2,518	2,737	5,255	1,459	1,339	2,792	63,311	67,251	65,301
36 南原町	9,783	9,944	19,727	6,101	6,643	12,744	3,682	3,301	6,983	62,361	66,801	64,601
37 仲里町	1,988	1,790	3,778	1,529	1,490	3,019	459	300	759	76,911	83,241	79,911
38 具志川町	1,707	1,573	3,280	1,444	1,368	2,812	263	205	468	84,591	86,971	85,731
39 読谷町	268	282	550	213	213	426	55	69	124	79,481	75,531	77,451
40 読谷町	387	367	754	286	275	561	101	92	193	73,901	74,931	74,451
41 粟国町	324	350	674	188	190	378	136	160	296	58,021	59,251	56,081
42 読谷町	196	214	410	119	118	237	77	96	173	60,711	55,141	57,801
43 南大宜味町	569	424	993	352	266	618	217	158	375	61,861	62,741	62,241
44 北大宜味町	216	165	381	150	119	269	66	46	112	69,441	72,121	70,601
45 伊平屋町	574	512	1,086	441	434	875	133	78	211	76,831	67,801	67,571
46 伊平屋町	703	723	1,426	422	489	911	281	234	515	60,031	67,631	63,801
小計	59,060	60,246	119,306	35,963	39,745	75,708	23,097	20,501	43,598	60,891	65,971	63,461
47 盛道町	2,907	3,026	5,933	1,135	1,224	2,359	1,772	1,802	3,574	39,041	40,451	39,761
48 下地町	1,093	1,188	2,281	517	554	1,071	576	694	1,270	47,301	46,631	46,951
49 上野村	1,120	1,116	2,236	342	366	708	778	750	1,528	30,541	32,801	31,661
50 伊良湖町	2,607	2,763	5,370	1,631	2,010	3,641	976	753	1,729	62,561	72,751	67,801
51 多良間町	575	501	1,076	249	232	481	326	269	595	43,301	46,311	44,701
小計	8,302	8,594	16,896	3,874	4,386	8,260	4,228	4,208	8,436	46,661	51,041	48,891
52 竹富町	1,346	1,293	2,639	970	994	1,964	376	299	675	72,071	76,881	74,421
53 与那原町	654	631	1,285	386	361	747	268	270	538	59,021	57,211	58,131
小計	2,000	1,924	3,924	1,356	1,355	2,711	644	569	1,213	67,801	70,431	69,091
沖縄県	294,052	316,791	610,843	163,950	190,618	354,568	130,102	126,173	256,275	55,761	60,171	58,051
都部計	148,050	150,939	298,989	88,745	98,325	187,070	59,305	52,614	111,919	59,941	65,141	62,571
都部合計	442,102	467,730	909,832	252,695	288,943	541,638	189,407	178,787	368,194	57,161	62,591	59,531

(出典：沖縄県総務部知事公室【県民投票の記録】1997年)

平成8年6月24日 月曜日

公 報

（号外第58号）

 <p>県 章</p>	<h1>沖縄県公報</h1>	<p>定期発行日 毎週火・金曜日</p> <p>（当日が県の休日に） 当たるときは休刊とする。</p>
<h2>目 次</h2>		
<p>条 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例（基地対策室）…………… 1</li> <li>告 示</li> <li>○日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例に係る審議の結果（基地対策室）… 2</li> <li>訓 令</li> <li>○県民投票推進室設置規程（人事課）…………… 3</li> </ul>		
<h2>条 例</h2>		
<p>日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例をここに公布する。 平成8年6月24日</p>		
		<p>沖縄県知事 大 田 昌 秀</p>
<p>沖縄県条例第19号</p>		
<p>日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例</p>		
<p>（目的）</p>		
<p>第1条 この条例は、本県に存する米軍基地が県民生活に多大な影響を及ぼし、ひいては県民が憲法上の権利を享受することを困難にしている現状及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）の内容及び運用が県民の生命・財産の安全に多大な影響を及ぼしている現状にあって、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に対する県民の賛否を問う方法により県民の意思を明らかにし、もって県において、これらの現状の改善に努める際の資とすることを目的とする。</p>		
<p>（県民投票）</p>		
<p>第2条 前条の目的を達成するため、日米地位協定の見直し及び本県に存する米軍基地の整理縮小に対する賛否についての県民による投票（以下「県民投票」という。）を行う。</p>		
<p>2 県民投票は、県民の自由な意思が反映されるものでなければならない。</p>		
<p>（県民投票の実施とその措置）</p>		
<p>第3条 県民投票は、この条例の公布の日から起算して6月以内に実施するものとする。</p>		
<p>2 知事は、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小にかかわる沖縄県の事務の執行に当たっては、県民投票における過半数の意思を尊重するものとする。</p>		
<p>3 知事は、内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに県民投票の結果を通知するものとする。</p>		
<p>（県民投票事務の執行）</p>		
<p>第4条 県民投票に関する事務は、知事が執行するものとする。</p>		
<p>（県民投票の期日）</p>		
<p>第5条 県民投票の期日（以下「投票日」という。）は、知事が定め、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。</p>		
<p>（投票資格者）</p>		
<p>第6条 県民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において、沖</p>		

平成8年6月24日 月曜日

公 報

（号外第58号）

細島の区域内（以下「県内」という。）の市町村に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日（以下「告示日」という。）において県内の市町村の選挙人名簿（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条に規定する名簿をいう。以下同じ。）に登録されているもの及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

（投票資格者名簿）

第7条 知事は、投票資格者について、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票資格者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

（秘密投票）

第8条 県民投票は、秘密投票とする。

（1人1票）

第9条 県民投票は、1人1票とする。

（投票所における投票）

第10条 投票資格者は、投票日に自ら、規則で定める県民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、名簿又はその抄本の対象を経て、投票をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

（投票の方式）

第11条 投票資格者は、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小について、賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して投票箱に入れなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、身体の故障又は文盲により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

（投票の効力の決定）

第12条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

（無効投票）

第13条 県民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの

（県民投票の結果の告示等）

第14条 知事は、県民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに、県議会議長に通知するものとする。

（投票運動）

第15条 県民投票に関する運動は、県民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は県民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第614号

平成8年5月8日付けで沖縄県条例制定請求代表者渡久地政弘（住所 那覇市首里石嶺町4丁目6番地の10）から地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により条例制定請求のあった日米地位協定

平成8年6月24日 月曜日

公 報

（号外第68号）

の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例については、平成8年第4回沖縄県議会（臨時会）において修正議決された。

平成8年6月24日

沖縄県知事 大 田 昌 秀

訓 令

沖縄県訓令第39号

知 事 部 局

県民投票推進室設置規程を次のように定める。

平成8年6月24日

沖縄県知事 大 田 昌 秀

県民投票推進室設置規程

（設置）

第1条 日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例（平成8年沖縄県条例第19号）に基づく県民投票（以下「県民投票」という。）の実施に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号。以下「組織規則」という。）第9条の規程に基づき、総務部知事公室に県民投票推進室（以下「室」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民投票の実施に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 県民投票の実施に係る関係機関、関係団体等との連絡調整に関すること。
- (3) 県民投票の実施に係る広報、宣伝等に関すること。
- (4) その他県民投票の実施に関すること。

（職制及び職務）

第3条 室には、室長、副参事その他の職を置き、その職務は、組織規則第249条の規定を準用する。

（専決及び代理決裁）

第4条 室長は、沖縄県知事決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号。以下「決裁規程」という。）第8条の規程の例により専決することができる。

2 室長が専決できる事項については、決裁規程第13条の規定の例により副参事が代理決裁することができる。

附 則

この訓令は、平成8年6月24日から施行する。

日米地位協定の見直しと  
県内の米軍基地の整理縮小について

賛成の人は賛成欄に○を  
反対の人は反対欄に○を  
記入してください。

賛成	
反対	

注意  
○のほかは何も書かないでください。

日米地位協定の見直し及び基地の  
整理縮小に関する県民投票

県知事印

投票用紙の様式